

2023年5月

基本契約締結等のお手続きについて



東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



お申込みおよび契約関係

新たに託送サービス（接続供給，振替供給，発電量調整供給）を希望される場合，供給地点・受電地点のお申込みに先立ち，基本契約のお申込みをしていただきます。

○締結が必要な契約書等一覧（初回申込み時）

【接続供給】

- 接続供給兼基本契約書
- 臨時接続送電サービス工事費支払いにかかる覚書
- 計量器交換にかかる覚書
- 連絡体制に関する確認書

【振替供給】

- 振替供給兼基本契約書

【発電量調整供給】

- 発電量調整供給兼基本契約書
- 低圧記録型計量器以外の計量器の受電地点における受電電力量の算定に関する覚書
- 連絡体制に関する確認書

（参考）

託送供給等約款 17 契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。



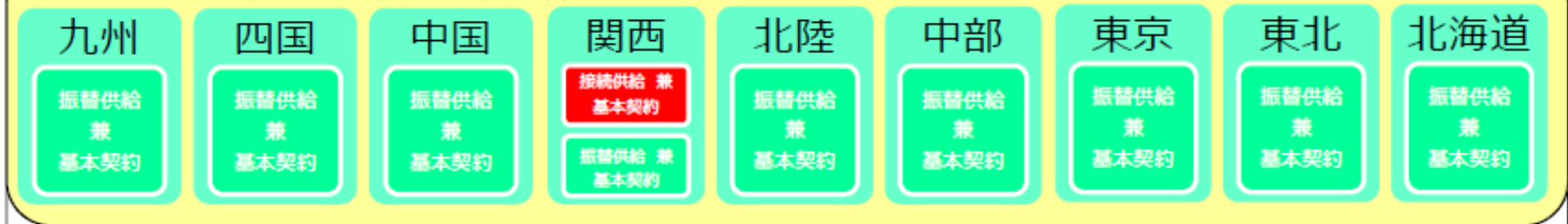
振替供給兼基本契約について

東京エリアで「接続供給」を希望される場合、沖縄電力を除く一般送配電事業者（東京含む）と振替供給兼基本契約の締結が必要となります。（東京エリアのみで接続供給をされる場合も締結が必要です）

例：東京エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



例：関西エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



- ①：スポット市場等のJEPX各種市場から電気を調達する場合は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と「振替供給兼基本契約」を締結していただく必要があります。
- ②：電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」といいます）により、当社エリア外の発電契約者と自動紐付けが行われる可能性があるため、沖縄電力を除く一般送配電事業者と「接続供給兼基本契約」を締結する場合、当社と「振替供給兼基本契約」を締結していただきます。

お手続き方法について

(事前準備①) 経済産業省, 広域機関へのお手続きについて

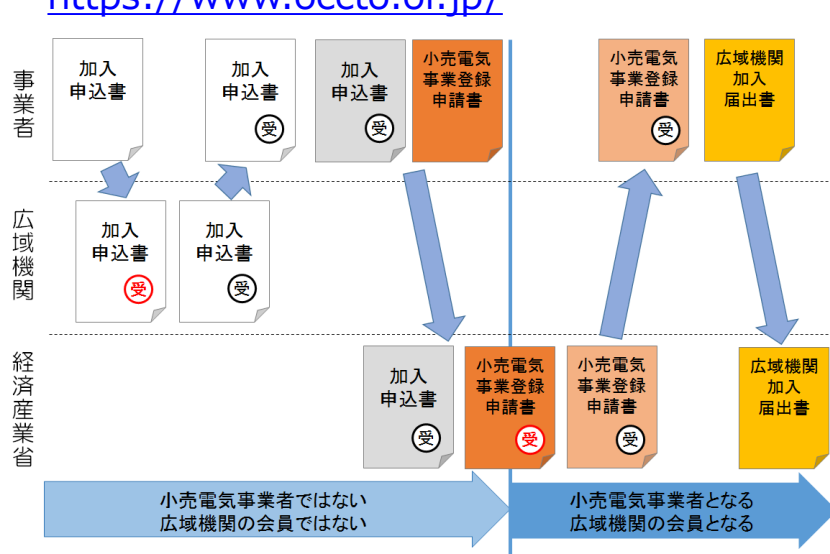
現在, 広域機関の会員でない方が小売電気事業者または発電事業者になるためには, 経済産業大臣への登録申請(小売)または届け出(発電)に先立ち, 広域機関への加入申込みを行う必要があります。(お手続きの詳細は, 経済産業省および広域機関のホームページを参照してください)

◆経済産業省HP

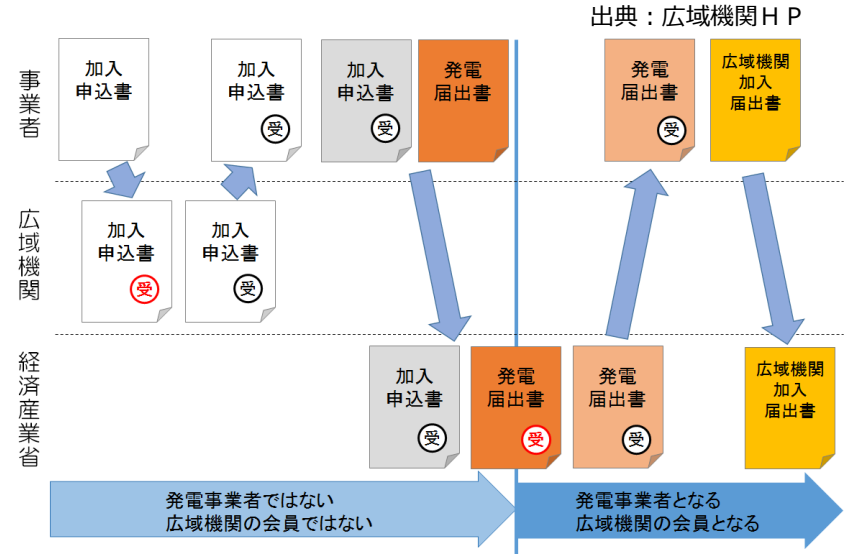
<http://www.meti.go.jp/>

◆広域機関HP

<https://www.occto.or.jp/>



図：小売電気事業を開始する方の加入手続き
(現在広域機関の会員でない方)



図：発電事業を開始する方の加入手続き
(現在広域機関の会員でない方)

◆すべての電気事業者※は広域機関への加入手続きが必要となります

◆小売電気事業を開始される場合は, 経済産業大臣に登録申請書を提出する必要があります

※「電気事業者」とは電気事業法に定める小売電気事業者, 一般送配電事業者, 送電事業者, 特定送配電事業者及び発電事業者をいいます



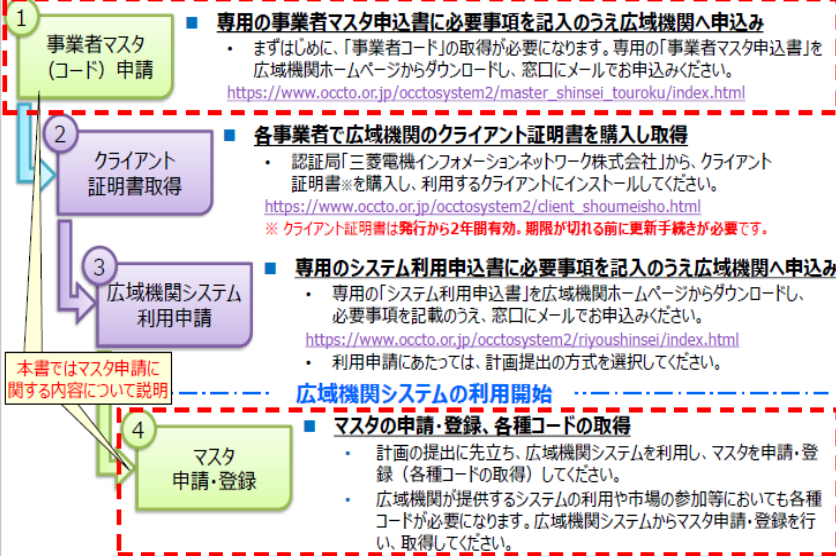
(事前準備②) 広域機関システム関連

「接続供給」、「発電量調整供給」のご利用には各種計画が必要となるため、お申込みにあたり事業者コードおよび各種マスタのコードを取得していただきます。各種マスタのコードを取得するには、クライアント証明書が必要となりますので、ご準備いただきますようお願いいたします。
(詳細は広域機関へお問い合わせ願います)

2. マスタ申請・登録に関する一連の流れ

6

広域機関システムを利用したマスタ申請・登録（各種コードの取得）には、「**クライアント証明書の取得**」や「**システムの利用申請**」が事前が必要になります。



4. マスタの申請者および申請方法

8

4 マスタ申請・登録
マスタ登録に関する申請者と申請方法については、以下のとおり。
事業者マスタの新規登録は、メールでの申請のみとなります。

#	マスタの種類	説明	申請者	申請方法			
				メール	広域機関システム	メール	広域機関システム
1	事業者マスタ	事業者コードを取得するために必要なマスタ。自己託送等により1事業者が複数の事業者コードを所有する場合があります。	電気事業に係る者 ※1	○	-	- ※2	○
2	BGマスタ	各バラシンググループの組成情報を登録するマスタ。	発電BG：発電契約者 ※3 需要BG：代表契約者	-	○	-	○
3	発電所マスタ	系統コードを取得するために必要なマスタ。バイオマス発電所等の場合、1発電所に複数の系統コードを割り当てられる場合があります。	発電事業に係る者 ・ 発電契約者 ・ 発電事業者 ・ 発電所の所有者	- ※2	○	- ※2	○
4	計画提出者マスタ	発電契約者を登録するマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
5	需要調達計画マスタ	需要調達計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要BGの代表契約者	-	○	-	○
6	発電販売計画マスタ	発電販売計画に記載するBGコード、系統コード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
7	需要抑制計画マスタ	需要抑制計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要抑制契約者	-	○	-	○

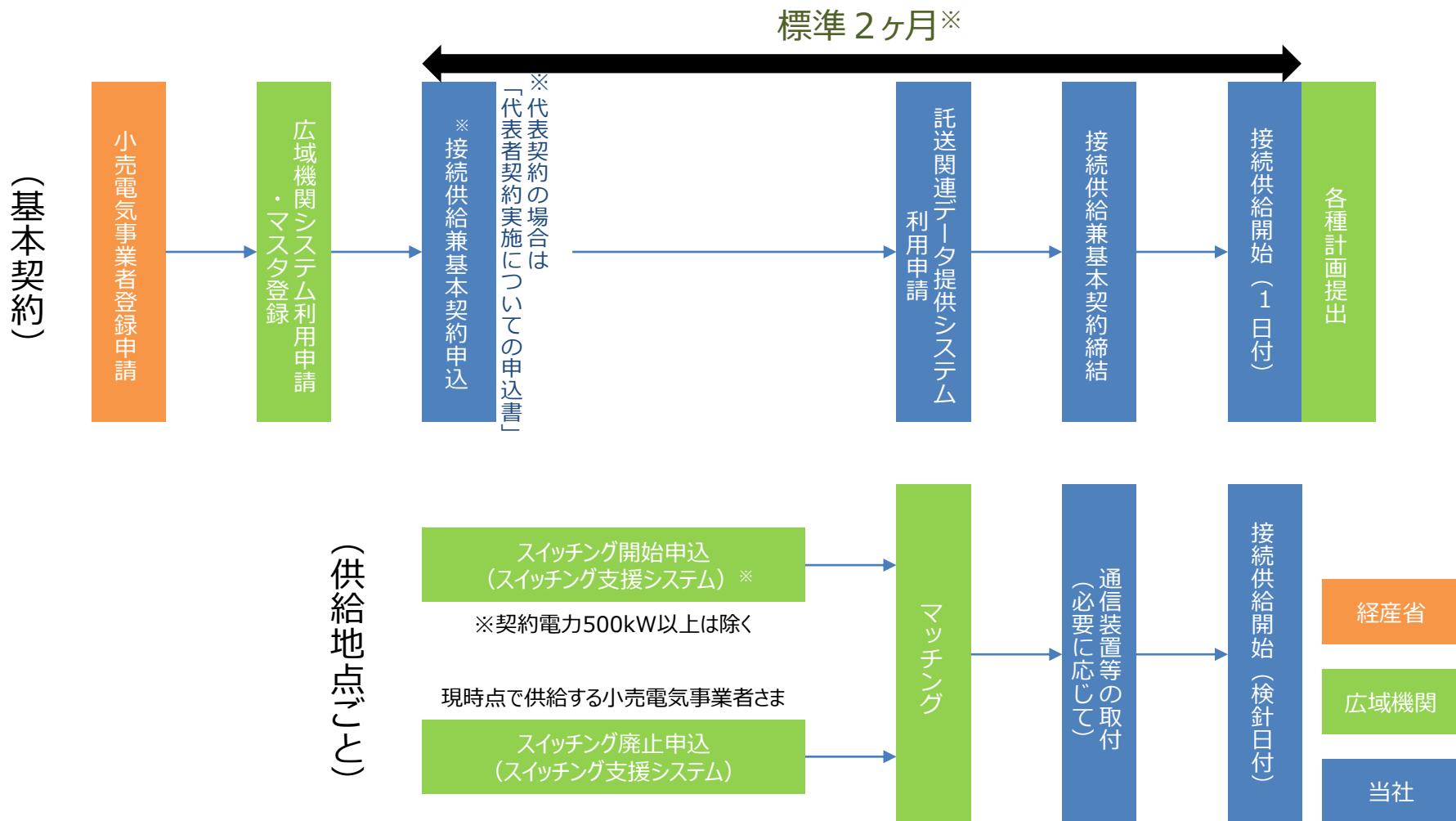
※1 広域機関の会員、自己託送を行う者、発電所の所有者、需要抑制契約者、容量市場や需給調整市場に参加するアグリゲータ等。
 ※2 計画提出が不要で広域機関システムを利用しない事業者等については、メールで申請してください。
 ※3 発電契約者以外の発電事業者や発電所の所有者もBGコードの取得は可能です。発電契約者と協議の上、申請ください。

出典：マスタの申請・登録の手引き (Ver.1.1) 2020年11月 電力広域的運営推進機関 運用部



お手続きのご説明（接続供給）

「接続供給兼基本契約」のお申込みをいただいた後に、新規に契約書および付随する覚書を締結します。
※基本契約のお申込の他に（需要側）供給地点ごとのお申込みが必要となります。沖縄を除く一般送配電事業者との振替供給契約の締結も必要となります。





申込書記入例（接続供給，同意書）

様式PP1-20200803
年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

接 続 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、実需同時同意の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続換對申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契約者名	名称：〇〇電力株式会社	印 ※丸印
	役職：代表取締役	
連絡者名	氏名：〇〇 〇〇	印 ※丸印
	住所：〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号	
（事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください）	所属：電力事業部	印 ※丸印
	氏名：〇〇 〇〇	
	住所：〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号	
	電話・FAX：03-XXXX-XXXX E-mail：XXXX@XXXX.co.jp	

2. 申込内容

接続供給の開始希望日 平成〇〇年〇〇月1日

受電側接続換對との同時申込 (選択して下さい)

受電地点・供給地点ごとの事項

申込内容	申込件数	
	受電地点	供給地点
地点の追加	件	5 件
契約受電電力または契約電力の変更	件	件
地点の削除	契約廃止	件
	設備撤去	件
契約受電電力または契約電力の変更を伴わない設備変更	件	件
その他の変更	件	件
特記事項		

※供給開始月の見込み件数を記載してください

本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター所長 殿

〇〇電力株式会社 ※丸印
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書

供給地点の追加申込時に需要者の承諾書の提出を省略するにあたり、下記の取り扱いについて、予め同意いたします。

- 弊社と需要者間で締結する電力需給契約書等において、「託送供給等約款における需要者に関する規定を、需要者が遵守すること」について規定されていること。
- 接続供給契約の実施に必要な需要者の情報を、御社が弊社に対し提供することを需要者が承諾していること。
- 弊社は、上記1および2について承諾を得た需要者側の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により御社に報告すること。
- 御社が、1の証明として書面にて電力需給契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は御社に対し、当該供給地点の電力需給契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所の写しを提出すること。
- 託送供給等約款の規定における需要者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。

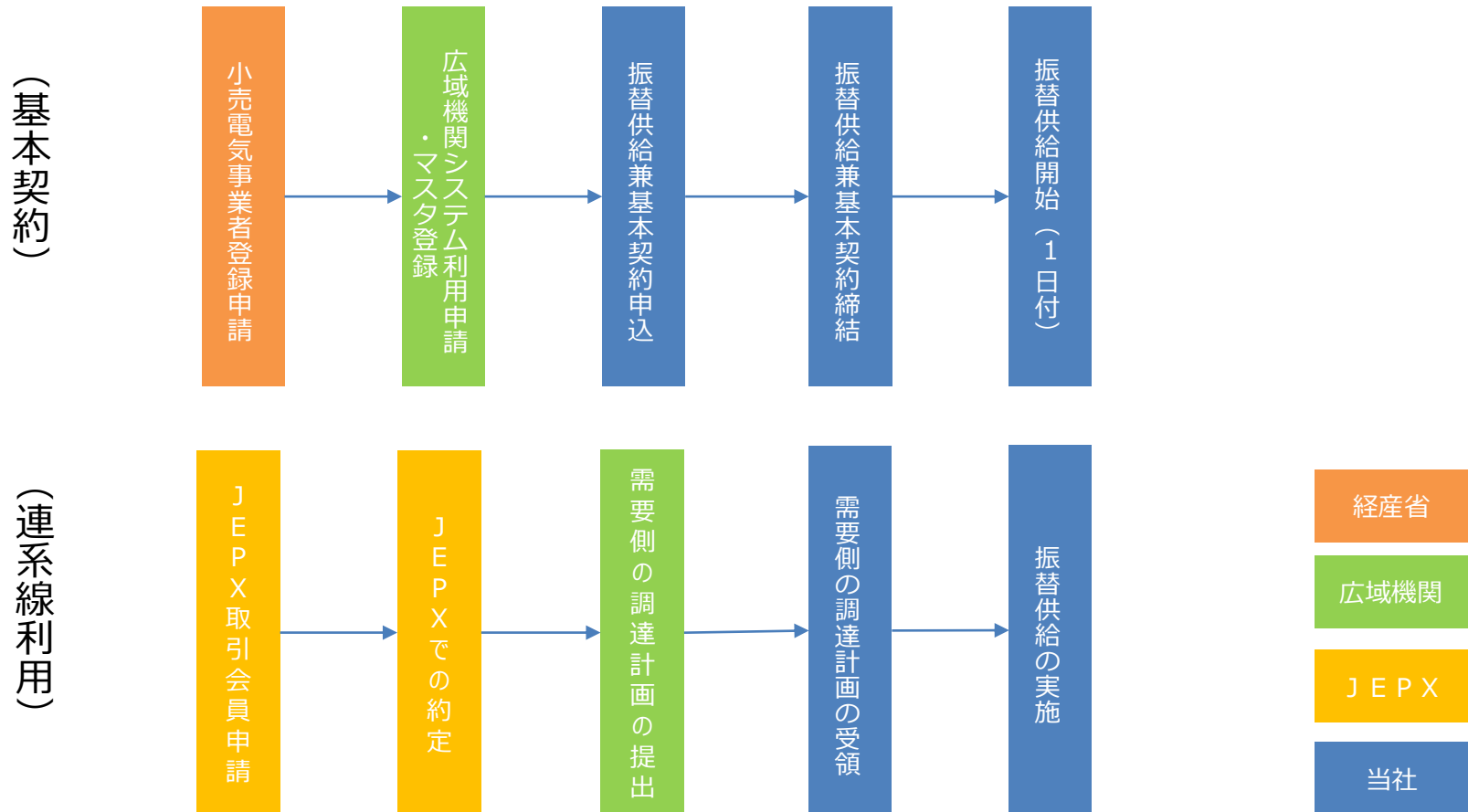
以 上

赤枠内は必須項目です。黄色部分は必要に応じて
ご記載ください。グレーの部分は記載不要です



お手続きのご説明（振替供給）

「振替供給兼基本契約」のお申込みをいただいた後に、新規に契約を締結します。



※2018年10月1日より間接オークションが導入され、連系線利用計画が廃止となり、連系線を利用する場合、JEPXを介する形式へと変更されました。JEPXでの約定結果を、広域機関へ提出する需要側の調達計画に反映し、弊社がその計画を受領することで、振替供給が行われます。

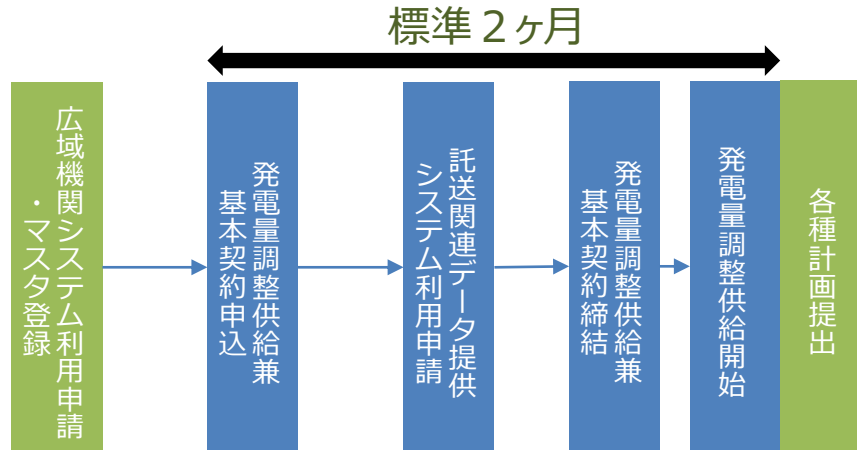


お手続きのご説明（発電量調整供給）

「発電量調整供給兼基本契約」のお申込みをいただいた後に、新規に契約および付随する覚書を締結します。

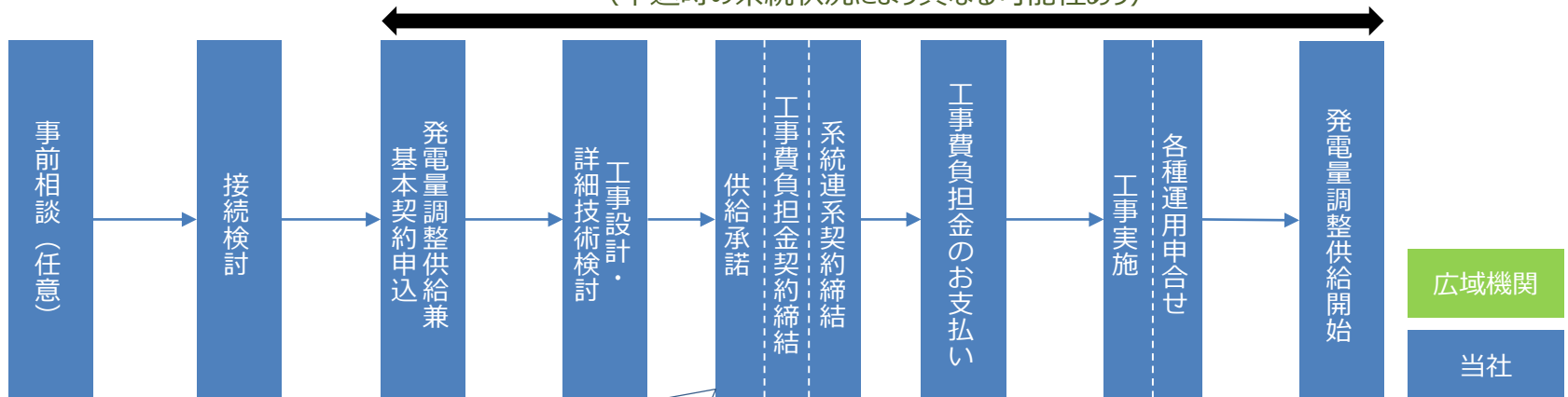
※基本契約のお申込みの他に、受電地点ごとの申込みが必要となります。発電側は接続検討申込（低圧は除く）も必要となります。

（基本契約）



期間は接続検討回答結果による
(申込時の系統状況により異なる可能性あり)

（受電地点ごと）



※ 受電地点ごとの供給承諾は原則、
発電量調整供給兼基本契約締結以降となります。



申込書記入例（発電量調整供給）

様式PP2-20200803
年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承諾のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名称	〇〇電力株式会社	
	役職	代表取締役	
	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号	
連絡者名 <small>（事務的内容と任意的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください）</small>	所属	電力事業部	
	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号	
	電話・FAX	03-XXXX-XXXX	
	E-mail	XXXX@XXXX.co.jp	

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日	平成〇〇年〇〇月1日	
受電側接続検討と同時の申込希望	(選択して下さい)	
受電地点ごとの事項		
	受電地点	申込件数
地点の追加	8	件
契約受電電力の変更		件
地点の削除	契約廃止	件
	設備撤去	件
契約受電電力の変更を伴わない設備変更		件
その他の変更		件
特記事項		

※供給開始月の見込み件数を記載してください

本申込書を申請上の取扱いとさせていただきます。変更事項発生時及び平均的な電力需要に照し申請に添付した託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター所長 殿

〇〇電力株式会社 ※丸印
代表取締役 〇〇 〇〇 印

発電者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書

受電地点の追加申込時に発電者の承諾書の提出を省略するにあたり、下記の取り扱いについて、予め同意いたします。

- 弊社と発電者間で締結する電力供給契約書等において、「託送供給等約款における発電者に関する規定を、発電者が遵守すること」について規定されていること。
- 弊社は、上記1について承諾を得た発電者側の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により御社に報告すること。
- 御社が、1の証明として書面にて電力供給契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は御社に対し、当該受電地点の電力供給契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所の写しを提出すること。
- 託送供給等約款にもとづく発電の制限または中止にともない発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第3号において特定供給者が補償を求めることができることとされている場合の損害に限る。）を受けた場合、託送供給等約款にもとづき、当該損害に対する補償が行われることについて発電者が承諾すること。この場合の補償に係る振込先等について発電者は、弊社を通じて連絡すること。
- 託送供給等約款の規定における発電者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。

以上

赤枠内は必須項目です。黄色部分は必要に応じて
ご記載ください。グレーの部分は記載不要です（別紙不要）



基本契約のお申し込み方法および申込時期

原則として供給開始希望日（1日）の2ヶ月前までに、ネットワークサービスセンターまで申込書類をメール送付後（押捺済みPDF等）郵送願います。

※なお、お申し込み時期は供給地点および受電地点の工事内容によって異なりますのでご注意ください。

<提出書類>

- 接続供給 ・接続供給兼基本契約申込書※1
・承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書※2
・ヒアリングシート（需要規模、電源調達方法等） ・口座振込依頼書
・託送関連データ提供システム利用申請書※3

- 振替供給 ・振替供給兼基本契約申込書

- 発電量調整供給 ・発電量調整供給兼基本契約申込書※1
・承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書※2
・託送関連データ提供システム利用申請書※3

※1：基本契約申込については別紙は不要です。 ※2：詳細は13スライドを参照ください。

※3：詳細は14スライドを参照ください。

<郵送先>

〒135-0016

東京都江東区東陽四丁目11番38号 J M Fビル東陽町01

東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワークサービスセンター 託送契約グループ 宛

<託送契約グループ 組織メールアドレス>

nsc-keiyaku@tepcoco.jp

タイトル例：【〇月〇日供給開始】接続供給兼基本契約申込（〇〇株式会社）

承諾書の提出省略について

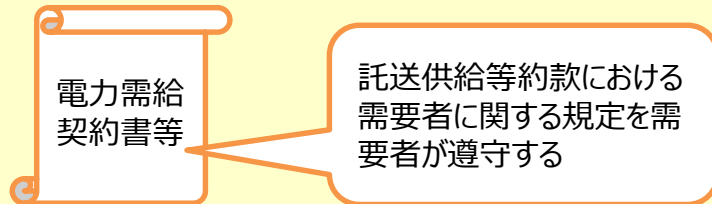
◆承諾書とは

契約の要件として「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守させること」および「需要者が託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約の申込み時に、承諾書を提出する必要があります。（発電者に係る承諾書の場合、需要者を発電者、契約者を発電契約者と読み替えます）

◆承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略することができるルールを設けました。また、スイッチング支援システムを使うには、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

①契約者（または発電契約者）と需要者（または発電者）間の需給契約書等で担保されていること



②契約申込み時に、接続供給契約（または発電量調整供給）の実施に必要な需要者（または発電者）情報の提供承諾があること



③電力需給契約書等の写しの提出
（一般送配電が提示を求めた場合のみ）





託送関連データ提供システム利用申請

「30分電力量」、「確定使用量」、「託送料金計算結果等」は託送関連データ提供システムにて提供いたします。新規契約者の方は、託送関連データ提供システム利用申請書のご提出が必要となります。また、クライアント証明書ユーザ登録により、低圧需要にかかわる新設、設備変更、契約変更、および撤去のお申込みを、託送業務システムから申込するためにも必要となります。

※当社の託送関連データ提供システムを利用するには、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社の託送業務システムのクライアント証明書を取得してユーザー登録をする必要があります。また、利用者情報が変わった場合には、電子証明書の再取得およびユーザー変更をする必要があります。さらに利用者がクライアント証明書を利用しなくなった場合には、利用者の削除をする必要があります。

<電子データ送付先>

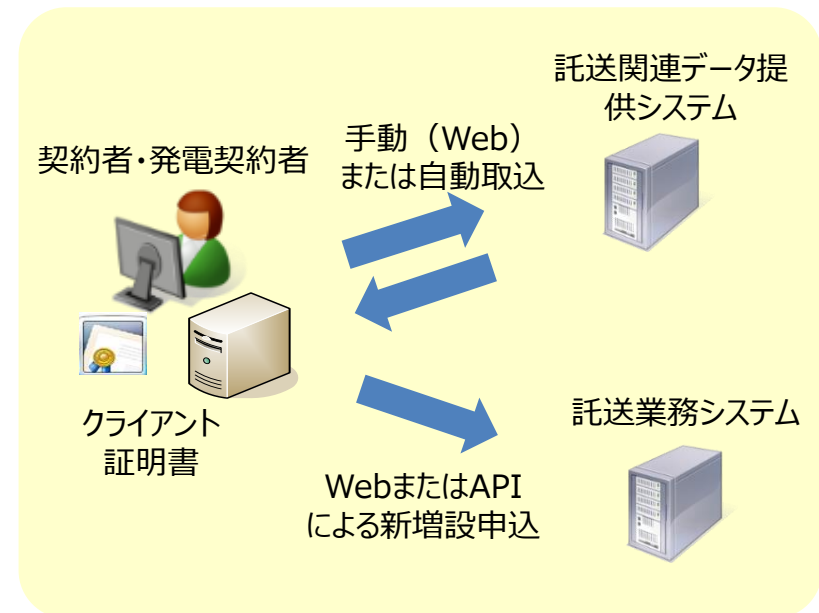
託送関連データ提供システム利用申請
専用メールアドレス

nsc-takusoubp@tepcoco.jp

タイトル例：【登録】4/1迄（〇〇株式会社）

※押印済みPDFと電子データ（Excel）をお送りください。押印済み原本の郵送は不要です。

※クライアント証明書の登録完了後、システムのURLをご連絡いたします。



図：システム構成イメージ



(参考) 要件別の問い合わせ一覧について

○問い合わせ先：03-3509-1709（代表）

○営業時間：月曜日～金曜日（休祭日を除く） 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00

振分 番号	アナウンス内容		対応グループ
	第一階層	第二階層	
1	電気のご使用に関するお申込みについては 1 を	次は二つの用件の中から番号を選択してください	—
		1 低圧については 1 を	低圧受付グループ
		2 低圧以外については 2 を	高圧受付グループ
2	発電に関するお問い合わせは 2 を	次は四つの用件の中から番号を選択してください	—
		1 特別高圧については 1 を	特高連系グループ
		2 高圧については 2 を	高圧連系グループ
		3 低圧については 3 を	低圧連系・卸業務 グループ
		4 卸供給については 4 を選択してください	
3	託送料金の請求や計算に関するお問い合わせは 3 を	託送運営グループ	
4	託送供給等約款，新たな託送供給の開始に関するお問い合わせは 4 を	託送契約グループ	
5	それ以外は 5 を	託送企画グループ	
6	もう一度お聞きになるには 0 を選択してください		